

## 受託候補者選定基準

### 1 評価項目

項目	評価内容	配点
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務の内容が具体的に理解・検討され、それに基づいた考え方方が明確に示されている。</li> <li>委託業務について改善、向上に関する考え方方が示されている。</li> </ul>	15
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施体制について、円滑に業務を履行できるよう、現実的で安定した体制を確保できるか。</li> </ul>	20
	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の専門性について、適切な相談対応を行うことのできる、児童相談所の課題に精通し児童福祉分野における知見や経験のある弁護士を有し、その専門性を活かす内容となっている。</li> </ul>	20
	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談対応について、弁護士の事務所が京都市内にあるなどのほか、本市職員にとって安心して相談しやすい要素、工夫が示されているか。</li> </ul>	10
類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>類似業務の実績は十分か。</li> </ul>	10
情報の保全等	<ul style="list-style-type: none"> <li>守秘義務の遵守に係る対応や危機管理、リスクマネジメントを踏まえられているか。</li> </ul>	10
社会的課題解決に資する取組等	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者法定雇用率の達成、もしくは弁護士の所属する事務所で障害者を雇用</li> </ul>	5
見積金額	<p>【計算方法】  <math>10\text{点} \times (\text{申請団体のうち最低価格}/\text{評価対象価格})</math>  ※小数点以下第2位は四捨五入する。</p>	10
合計		100

## 2 評価方法

- (1) 選定委員会は、「見積金額」を除く各項目についてA～Eの評価を行う。
- (2) 各項目の配点に以下の評価係数を乗じたものを評価点とする。

評価	評価係数	評価内容	
A	1. 0	優秀である。	: 高度な能力を有している。
B	0. 8	満足できる。	: 十分な能力を有している。
C	0. 5	充足している。	
D	0. 3	物足りなさを感じる。	: 能力が乏しい。
E	0. 1	満足できない。	: 業務を委託することに不安がある。

- (3) 見積金額については、以下の算出式により、評価点を配分する。

令和8年度

10点×(申請団体のうち最低価格／評価対象価格)

※ 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は失格とする。

※ 小数点以下第2位は四捨五入する。

- (4) 選定委員会で各委員の点数を合計して、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。

## 3 提案書類等

- (1) 企画提案（任意様式）

様式は自由とし、発注者の示す評価基準に留意のうえ、業務に対する基本的な考え方や体制のほか、委託業務内容の実施に係る企画提案を簡潔にまとめること。

- (2) 見積書（任意様式）

経費内訳書を含む見積書を提出すること。